

資料 1-1

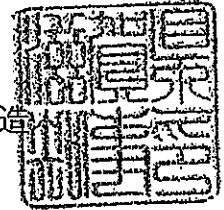
滋水第 233 号

令和 5 年(2023 年)3 月 27 日

滋賀県内水面漁場管理委員会

会長 林 英志 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県内水面漁場計画の作成について (諮問)

本県における漁業生産力を維持発展させるため、滋賀県内水面漁場計画を別紙(案)のとおり作成することについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 64 条第 4 項および第 171 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を問います。

滋賀県内水面漁場計画（案）

1. 漁業権に関する事項

- 第5種共同漁業（内共第1号～第19号）

2. 漁場図

- 第5種共同漁業（内共第1号～第19号）

3. 漁場計画（案）に関する説明資料

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
内共第1号	大津市地先大石川筋	大津市大石龍門町地先にある通称大森の棚堰から上流の同町地先にある塩水橋の上流200mまでの大石川	第5種共同漁業権（にじまず、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	大津市田上稲津町、稲津一丁目～五丁目、黒津一丁目～五丁目、太子一丁目～二丁目、田上関津町、関津一丁目～六丁目、大石龍門町、大石龍門一丁目～六丁目、大石曾束町、大石曾束一丁目～五丁目、大石東町、大石東一丁目～七丁目、大石淀町、大石淀一丁目～三丁目、大石富川町、大石富川一丁目～四丁目	—
内共第2号	大津市地先信楽川筋	大津市大石東町字梅原にある河川管理境界標示板から上流の同市大石富川町地先にある通称尾越の棚までの信楽川および信楽川と加河川との合流点から奥加河橋直下にある奥加河井堰までの加河川	第5種共同漁業権（にじまず、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	同上	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 3号	大津市地先 大戸川筋	大津市上田上堂町地先にあ る堂井堰から上流の大津市 と甲賀市との境界地先一本 松にある宮山井堰までの大 戸川	第5種共同漁業 権（あゆ漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	大津市上田上大鳥居町、上田上 牧町、牧一丁目～三丁目、上田 上平野町、平野一丁目～三丁 目、上田上中野町、中野一丁目 ～三丁目、上田上芝原町、芝原 一丁目～二丁目、上田上新免 町、新免一丁目～二丁目、上田 上桐生町、桐生一丁目～三丁 目、上田上堂町、堂一丁目～二 丁目	—
内共第 4号	甲賀市地先 野洲川筋	甲賀市水口町今郷地先の野 洲川と同支流福川との合流 点から上流の野洲川（野洲 川ダムを含む）ならびに田 村川、唐戸川、山中川、笹路 川、音羽谷川、鍼川、元越谷 川および白倉谷川の各支 流。ただし、野洲川本流の同 市土山町青土、土山町鮎河 の字境から下流 1,100mの 区間は除く	第5種共同漁業 権（あゆ、にし ます、あまご、 いわな、うなぎ、 こい、ふな、わ かさぎ漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	甲賀市のうち旧土山町および 旧甲賀町の区域	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 5号	蒲生郡日野 町地先日野 川筋	日野町村井地先にある日野 川ダム洪水吐ゲートからそ の上流同町西大路地先の和 田橋直下にある西大路堰堤 までの日野川	第5種共同漁業 権(こい、ふな 漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	蒲生郡日野町	-
内共第 6号	東近江市地 先愛知川筋	東近江市神田町地先にある 御河辺橋から上流の同市政 所町宇如来堂地先にある旧 関電発電所堰堤までの愛知 川(永源寺ダムを含む)なら びに和南川、堂後川、松尾谷 川、渋川、樋の谷川および左 目子谷川の各支流	第5種共同漁業 権(あゆ、にし ます、あまご、 いわな漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	東近江市石谷町、市原 野町、高木町、青野町、 萱尾町、上二俣町、山上 町、和南町、甲津畑町、 永源寺高野町、永源寺 相谷町、佐日町および 東近江市のうち旧八日 市市、旧愛東町、旧湖東 町の区域	にじます漁業の 区域は、永源寺 ダム堤体より上 流に限る。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
内共第7号	東近江市地先愛知川筋	東近江市政所町字如来堂地先にある旧閃電発電所堰堤から上流の愛知川ならびに藤川谷、御池川、神崎川および茶屋川の各支流	第5種共同漁業権（あゆ、にします、あまご、いわな、うなぎ漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	東近江市蓼畑町、紅葉尾町、黄和町、政所町、箕川町、蛭谷町、君ヶ畑町	—
内共第8号	犬上郡多賀町地先犬上川筋	多賀町富之尾地先にある金屋頭首工から上流の犬上川ならびに犬上川北流、大杉川、南後谷川、黒谷川、前谷川、百々女鬼谷川、御池谷川、樋田ヶ谷川、小谷川、深谷川、二瀬川、口無谷川、黒谷川、若荷谷川、板ヶ谷川、スバシラ谷川および清水谷川の各支流	第5種共同漁業権（あゆ、にします、あまご、いわな、うなぎ、こい、ふな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	犬上郡多賀町川相、藤瀬、富ノ尾、樽崎、一ノ瀬、仏ヶ後、樋田、萱原、大杉、小原、壺、霜ヶ原、佐目、南後谷、大君ヶ畑	—

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
内共第9号	米原市地先 姉川筋	米原市伊吹地先にある伊吹大橋から下流 280mの地点から上流の姉川ならびに板名古川、カラオ谷川、足俣川、起し又川、向山谷川、中津又川および瀬戸山谷川の各支流。ただし、同市小泉地先にある伊吹発電所用水取水口堰堤から同市伊吹地先にある小岸橋上流 8mまでの区間および同市曲谷地先にある関西電力曲谷ダム堤体の上流 400mの地点からその上流 500mの区間は除く	第5種共同漁業権（あゆ、にじます、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	米原市のうち旧伊吹町の区域	—
内共第10号	長浜市地先 草野川筋	長浜市岡谷町地先にある通称大塚井堰から上流の草野川および各支流	第5種共同漁業権（あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市高山町、寺師町、西村町、太田町、草野町、野瀬町、郷野町、鍛冶屋町、岡谷町	—

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
内共第11号	長浜市地先高時川筋および杉野川筋	長浜市木之本町古橋地先にある床ある井明神橋下流にある床止工の下流100mから上流の大見発電所の取水取水口堰堤までの高時川ならびに瀬谷川、谷川および同市木之本町川合地先にある高時川と杉野川の合流点から上流同市木之本町音羽地先にある通称中の崖までの杉野川の各支流	第5種共同漁業権（あゆ、にじます、あまご漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市木之本町川合、木之本町古橋、木之本町大見、木之本町石道、木之本町小山	—
内共第12号	長浜市地先杉野川筋	長浜市木之本町音羽地先にある通称中の崖から上流の杉野川ならびに向谷川、網谷川、須又川および落谷川ならびにそれらの各支流	第5種共同漁業権（あゆ、あまご、いわな、うなぎ漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市木之本町金居原、木之本町杉野、木之本町杉本、木之本町音羽	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 13号	長浜市地先 高時川筋	長浜市木之本町大見地先にある大見発電所の用水取水口堰堤から上流の高時川ならびに摺墨川、墓谷川、小市川、白谷川、妙理川、奥川並川、鷺見川、尾羽梨川、針川、音波川および脇川の各支流	第5種共同漁業権（あゆ、あまご、いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	長浜市余呉町下丹生、余呉町上丹生、余呉町摺墨、余呉町菅並、余呉町小原、余呉町田戸、余呉町奥川並、余呉町鷺見、余呉町尾羽梨、余呉町針川	-
内共第 14号	長浜市地先 余呉湖	長浜市余呉町川並および下余呉地先にある余呉湖一円ならびに同湖から第一堰堤までの導水路および導水路と高田川との合流点から乎弥神社前にある堰堤までの高田川	第5種共同漁業権（うなぎ、こい、ふな、わかさぎ、もろこ漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	長浜市余呉町川並、余呉町下余呉、余呉町八戸	-

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
内共第15号	高島市地先 鳴川筋	高島市拝戸地先にある行司橋から上流の八淵滝の七変返しまでの鳴川および同支流畑大橋（通称出合橋）から下流の須川	第5種共同漁業権（あゆ、にします、あまご、いわな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	高島市拝戸、高島、鹿ヶ瀬、黒谷、畑、武曾横山	—
内共第16号	高島市地先 安曇川筋	高島市安曇川町青柳地先にある新安曇川大橋から上流の同市安曇川町長尾地先にある合同井堰までの安曇川およびその支流の鳴谷川	第5種共同漁業権（あゆ漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	高島市安曇川町下古賀、安曇川町上古賀、安曇川町長尾、安曇川町中野、安曇川町南古賀、安曇川町田中、安曇川町西万木、安曇川町常盤木、新旭町安井川、新旭町安井川一丁目～三丁目	—

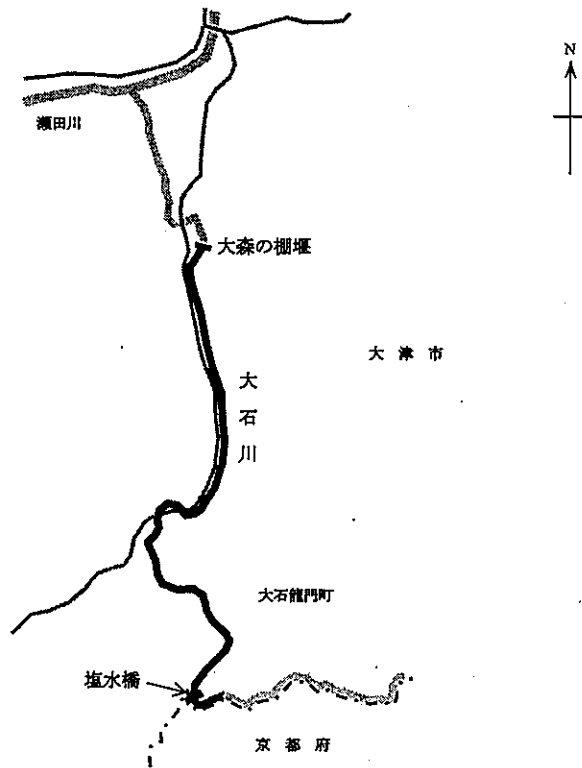
公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 17号	高島市地先 安曇川筋	高島市安曇川町長尾地先にあ る合同井堰から上流大津市葛 川貫井町地先にある栃生発電 所の用水取水口堰堤までの安 曇川ならびに相岩谷川、白土 谷川、日の谷川、北川、麻生 川、入部谷川、智善寺谷川、 小彦谷川、与市谷川、指月谷 川、大彦谷川、小野谷川、イ バリ谷川、植谷川、蛇子谷川、 八幡谷川、横谷川、棚林川、 猪谷川、細谷川および日野谷 川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	高島市のうち旧朽木村の区域	—
内共第 18号	高島市地先 針畑川筋	滋賀県と京都府との県境から 上流の針畑川ならびに藁梁ヶ 谷川、堂の谷川、戸谷川、仲 名谷川、小杉谷川、永原谷川、 平良谷川、ヒョウ谷川、タン バ谷川、割谷川、ホリ谷川、 保谷川、生杉谷川、西谷川お よび大倉谷川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	高島市のうち旧朽木村の区域	—

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内共第 19号	大津市地先 安曇川筋	大津市葛川貫井町地先にあ る栃生発電所の用水取水口 堰堤から上流の京都府との 県境までの安曇川ならびに 貫井谷川、梅ノ木川、針畑 川、東山谷川、権兵衛谷川、 オボレ谷川、鎌倉谷川、明王 谷川、ハセ谷川、江賀谷川、 後谷川、シメン谷川、三味谷 川、ニゴ谷川、ゴリゴリ谷 川、盗人谷川、へク谷川、促 谷川、坂谷川、足尾谷川、四 條谷川、畔地谷川および逆 谷川の各支流	第5種共同漁業 権（あゆ、あま ご、いわな漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	大津市葛川坂下町、葛川木戸口 町、葛川中村町、葛川坊村町、 葛川町居町、葛川梅ノ木町、葛 川貫井町、葛川細川町	--

- 2 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- 3 2に係る申請期間 令和5年5月16日から同年7月14日まで
- 4 類似漁業権以外の漁業権 なし

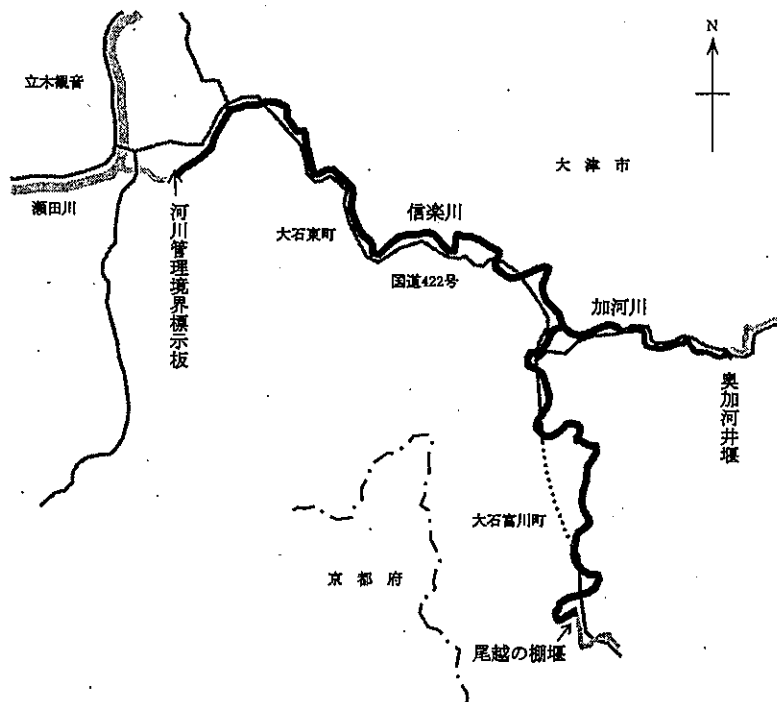
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第1号
 漁場の位置 大津市地先大石川筋
 漁場の区域 大津市大石龍門町地先にある通称大森の棚堰から上流の同町地先にある塩水橋の上流200mまでの大石川



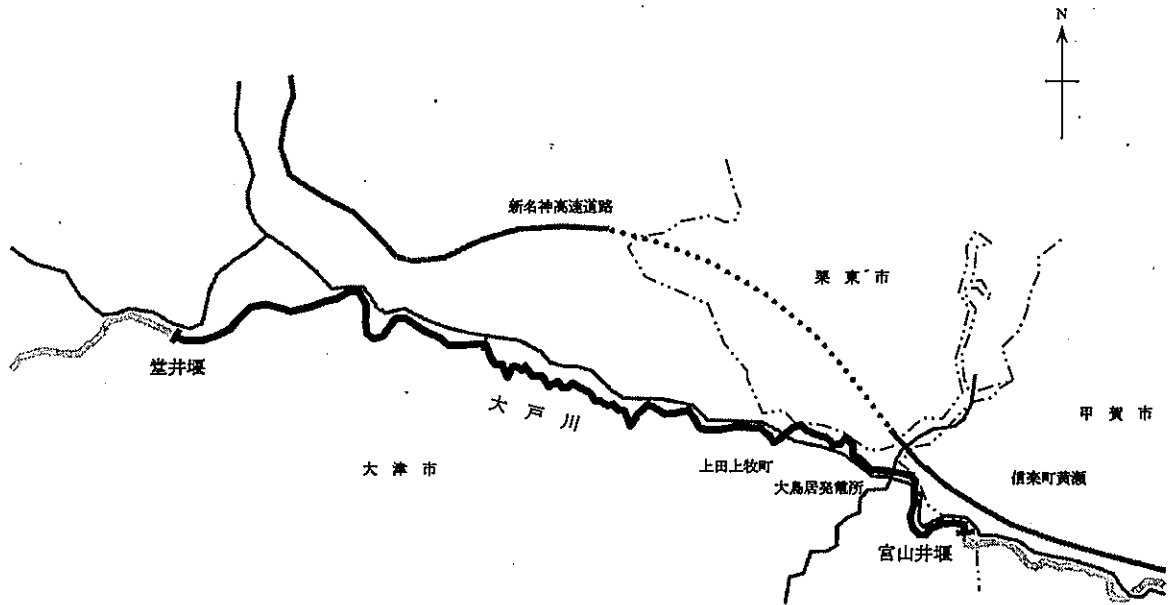
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第2号
 漁場の位置 大津市地先信楽川筋
 漁場の区域 大津市大石東町字梅原にある河川管理境界標示板から上流の同市大石富川町地先にある通称尾越の棚までの信楽川および信楽川と加河川との合流点から奥加河橋直下にある奥加河井堰までの加河川



共同漁業権漁場図

公示番号 内共第3号
 漁場の位置 大津市地先大戸川筋
 漁場の区域 大津市上田上堂町地先にある堂井堰から上流の大津市と甲賀市との境界地先一本松にある官山井堰までの大戸川



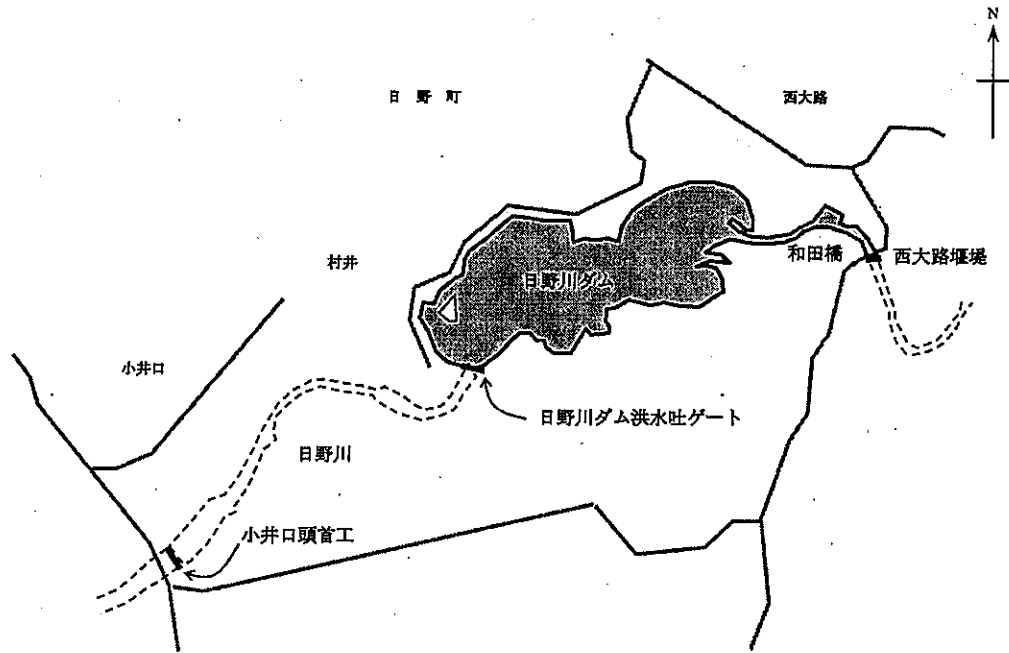
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第4号
 漁場の位置 甲賀市地先野洲川
 漁場の区域 甲賀市水口町今郷地先の野洲川と同支流稲川との合流点から上流の野洲川（野洲川ダムを含む。）ならびに田村川、唐戸川、山中川、笹路川、音羽谷川、鯨川、元越谷川および白倉谷川の各支流。ただし、野洲川本流の同市土山町青土、土山町鮎河の字境から下流1,100mの区間は除く。



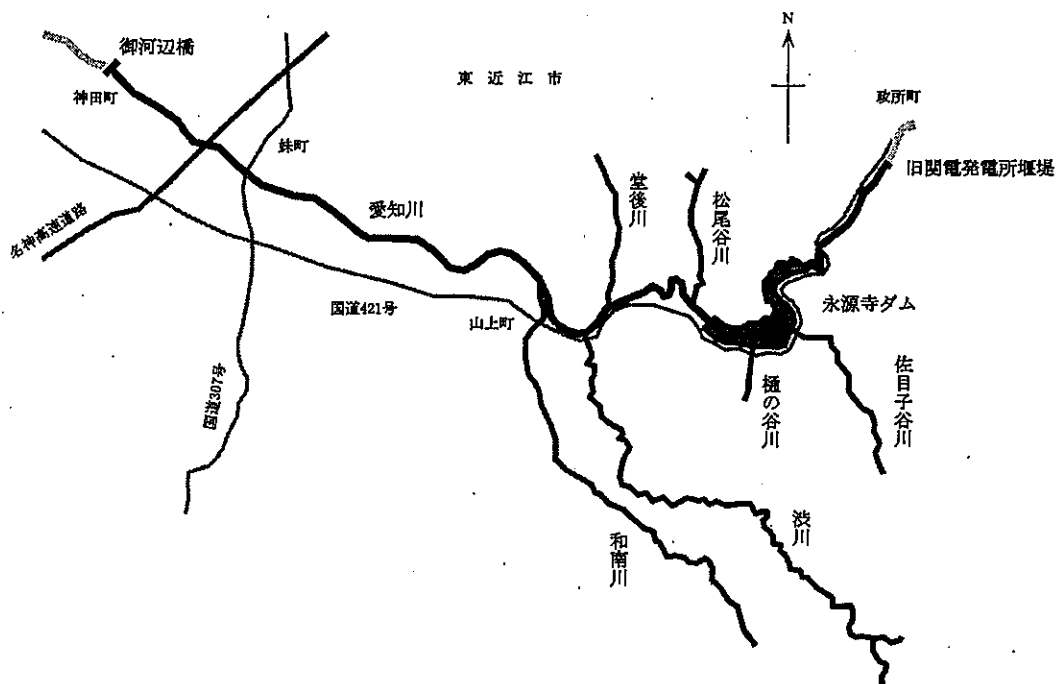
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第5号
 漁場の位置 蒲生郡日野町地先日野川筋
 漁場の区域 日野町村井地先にある日野川ダム洪水吐ゲートからその上流同町西大路地先の和田橋直下にある西大路堰堤までの日野川



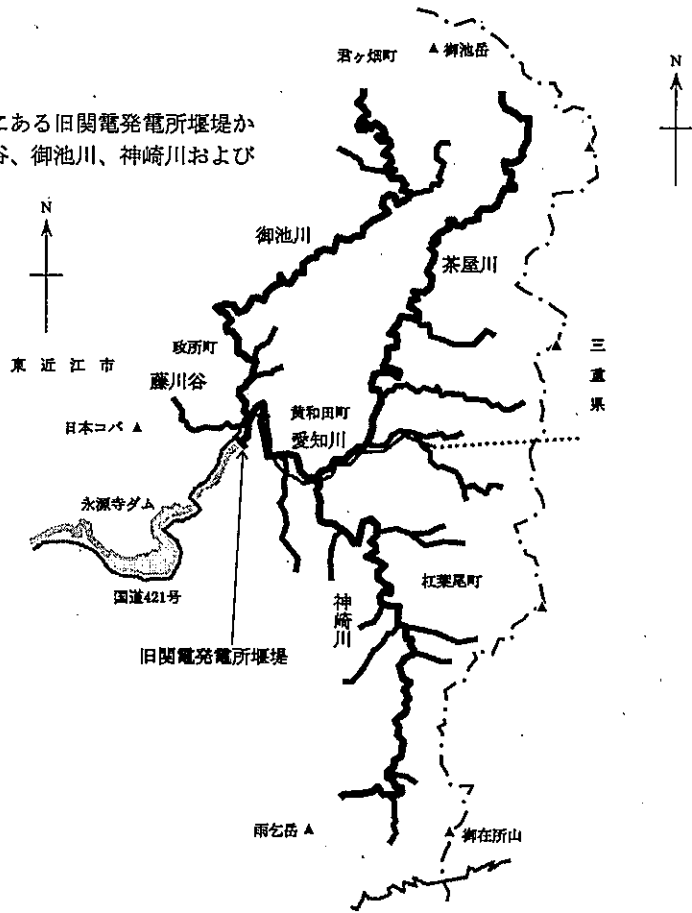
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第6号
 漁場の位置 東近江市地先愛知川筋
 漁場の区域 東近江市神田町地先にある御河辺橋から上流の同市政所町字如来堂地先にある旧関電発電所堰堤までの愛知川（永源寺ダムを含む。）ならびに和南川、堂後川、松尾谷川、渋川、樋の谷川および佐目子谷川の各支流



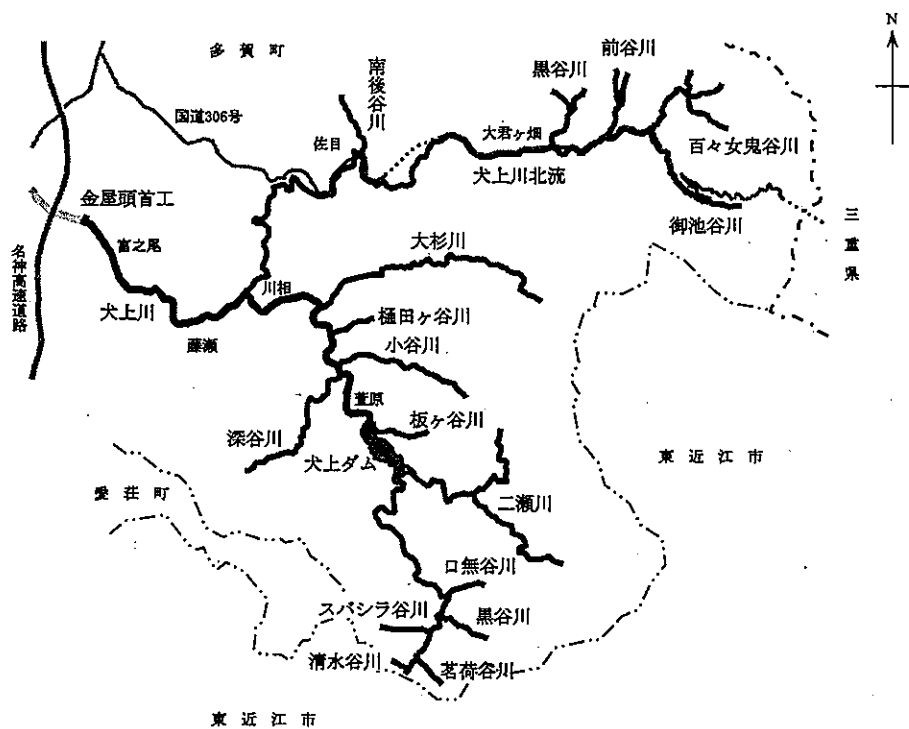
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第7号
 漁場の位置 東近江市地先愛知川筋
 漁場の区域 東近江市政所町字如来堂地先にある旧関電発電所堰堤から上流の愛知川ならびに藤川谷、御池川、神崎川および茶屋川の各支流



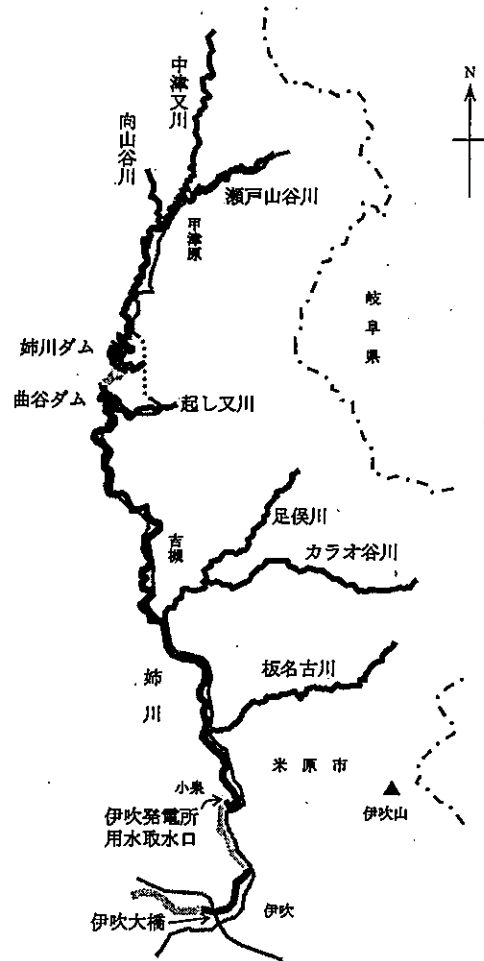
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第8号
 漁場の位置 犬上郡多賀町地先犬上川筋
 漁場の区域 多賀町富之尾地先にある金屋頭首工から上流の犬上川ならびに犬上川北流、大杉川、南後谷川、黒谷川、前谷川、百々女鬼谷川、御池谷川、樋田ヶ谷川、小谷川、深谷川、二瀬川、口無谷川、黒谷川、茗荷谷川、板ヶ谷川、スバシラ谷川および清水谷川の各支流



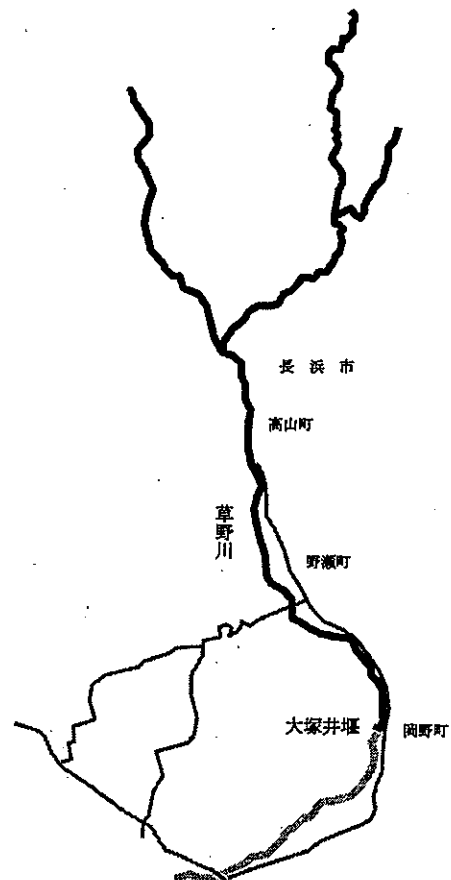
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第9号
 漁場の位置 米原市地先姉川筋
 漁場の区域 米原市伊吹地先にある伊吹大橋から下流280mの地点から上流の姉川ならびに板名古川、カラオ谷川、足俣川、起し又川、向山谷川、中津又川および瀬戸山谷川の各支流。ただし、同市小泉地先にある伊吹発電所取水口水口堰堤から同市伊吹地先にある小岸橋上流8mまでの区間および同市曲谷地先にある関西電力曲谷ダム堤体の上流400mの地点からその上流500mの区間は除く。



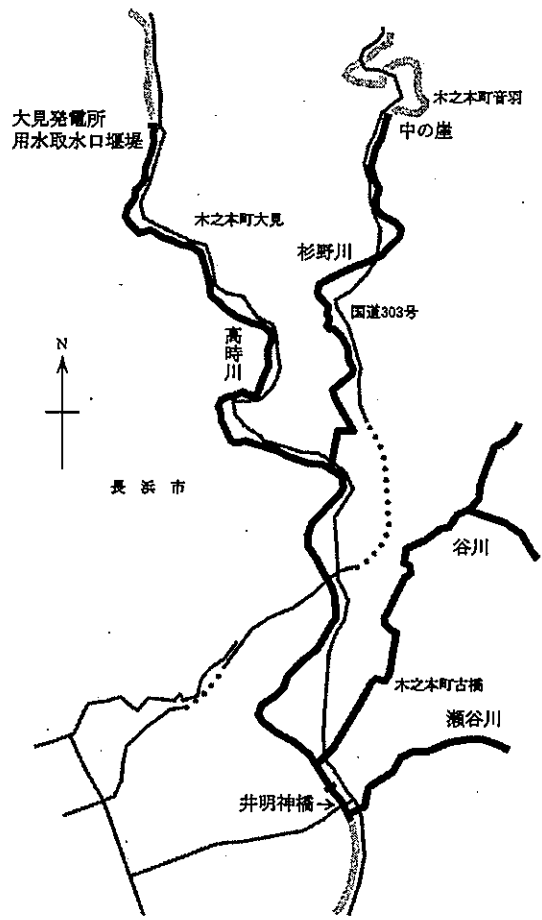
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第10号
 漁場の位置 長浜市地先草野川筋
 漁場の区域 長浜市岡谷町地先にある通称大塚井堰から上流の草野川および各支流



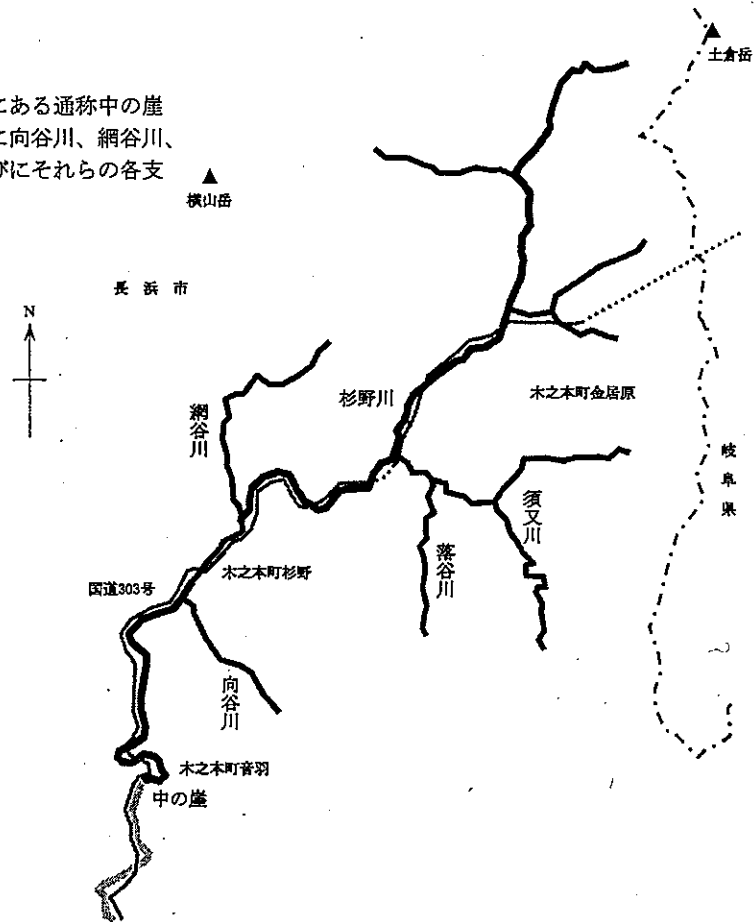
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第11号
 漁場の位置 長浜市地先高時川筋および杉野川筋
 漁場の区域 長浜市木之本町古橋地先にある井明神橋下流にある床止工の下流100mから上流の大見発電所の用水取水口堰堤までの高時川ならびに瀬谷川、谷川および同市木之本町川合地先にある高時川と杉野川の合流点から上流同市木之本町音羽地先にある通称中の崖までの杉野川の各支流



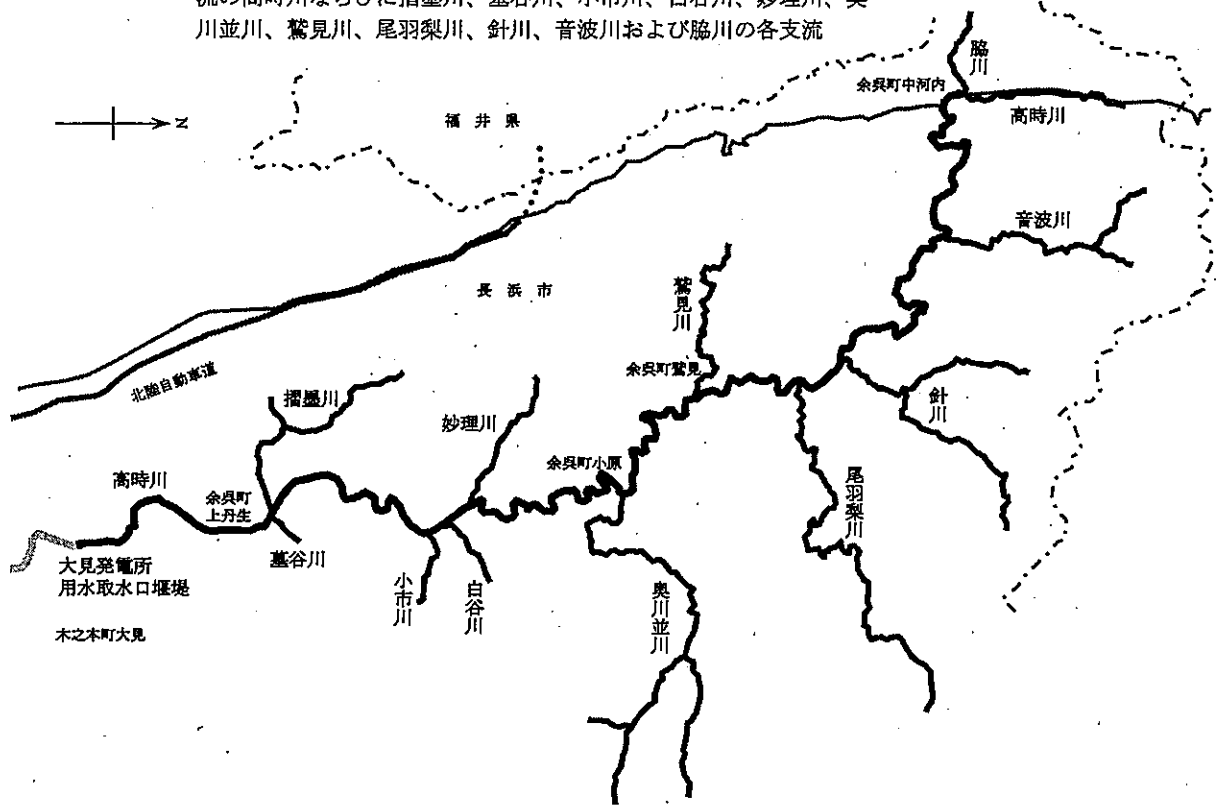
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第12号
 漁場の位置 長浜市地先杉野川筋
 漁場の区域 長浜市木之本町音羽地先にある通称中の崖から上流の杉野川ならびに向谷川、網谷川、須又川および落谷川ならびにそれらの各支流



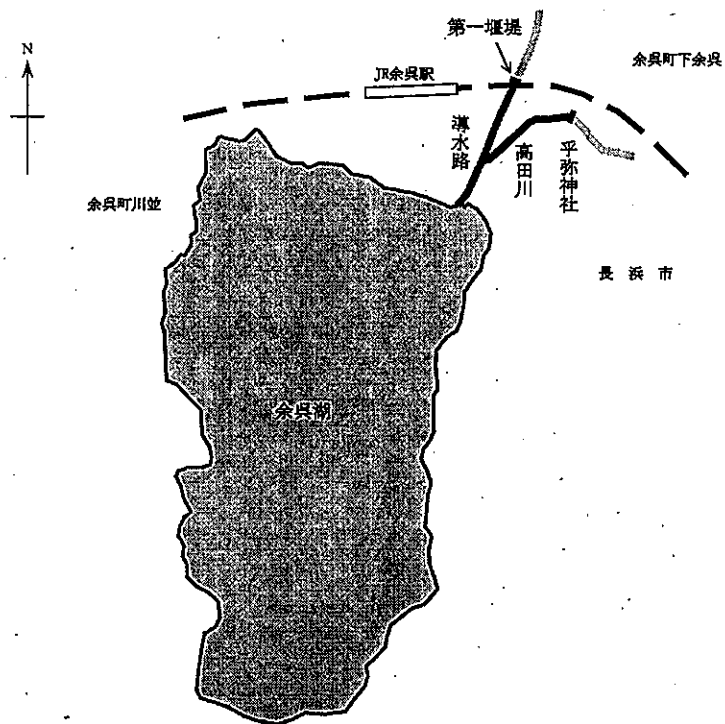
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第13号
 漁場の位置 長浜市地先高時川筋
 漁場の区域 長浜市木之本町大見地先にある大見発電所の用水取水口堰堤から上流の高時川ならびに摺墨川、墓谷川、小市川、白谷川、妙理川、奥川並川、鷺見川、尾羽梨川、針川、音波川および脇川の各支流



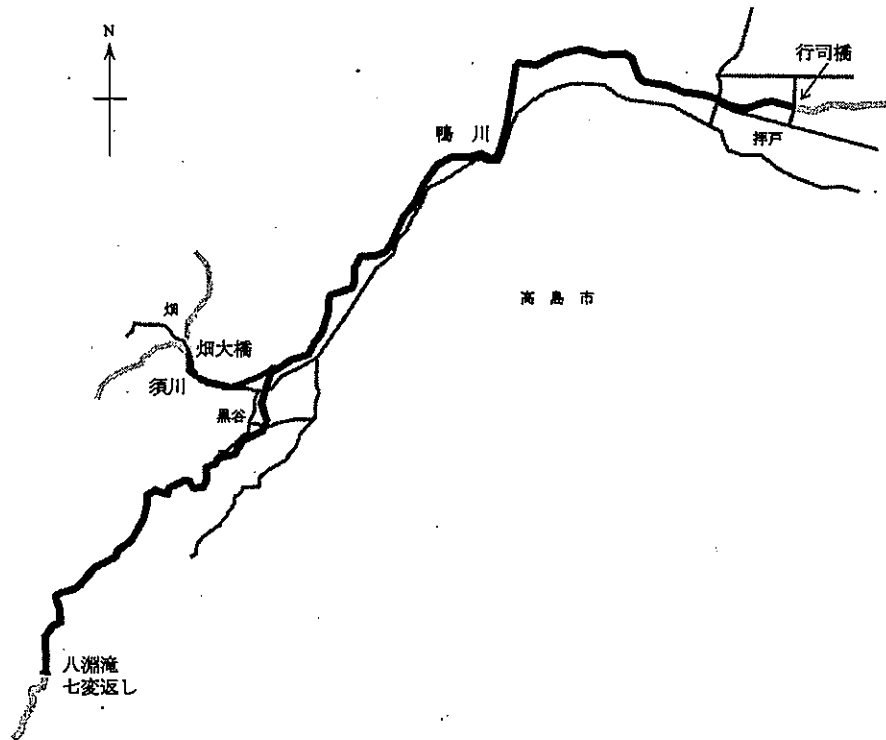
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第14号
 漁場の位置 長浜市地先余呉湖
 漁場の区域 長浜市余呉町川並および下余呉地先にある余呉湖一円ならびに同湖から第一堰堤までの導水路および導水路と高田川との合流点から乎弥神社前にある堰堤までの高田川



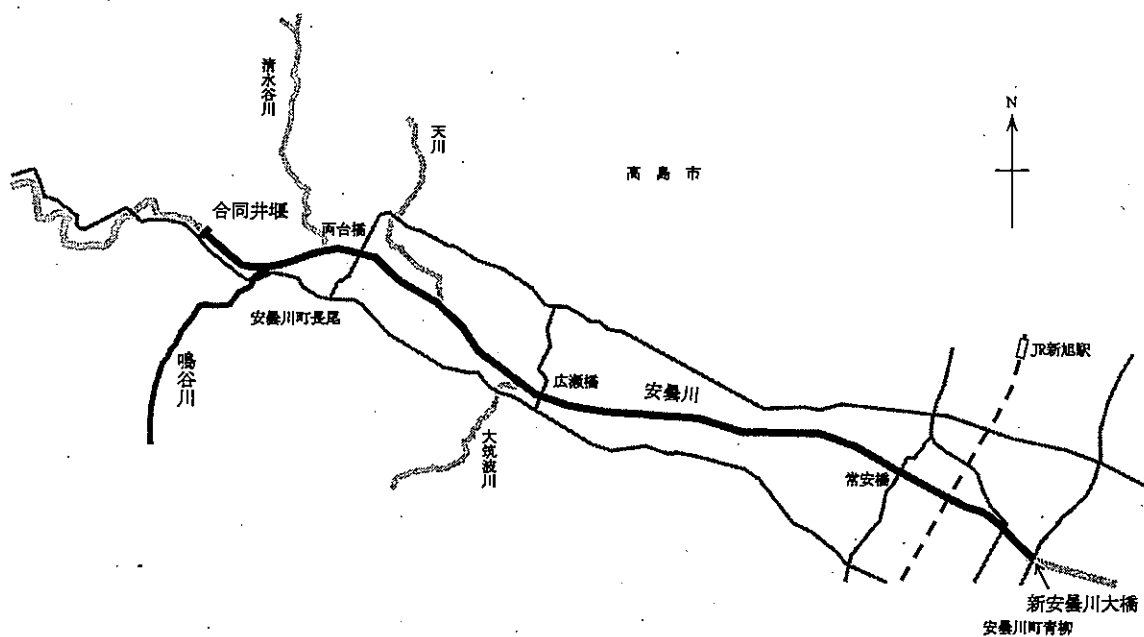
共同漁業権漁場図

公示番号 内共第15号
 漁場の位置 高島市地先鴨川筋
 漁場の区域 高島市押戸地先にある行司橋から上流の八洲滝の七変返しまでの鴨川および同支流畑大橋（通称出合橋）から下流の須川



共同漁業権漁場図

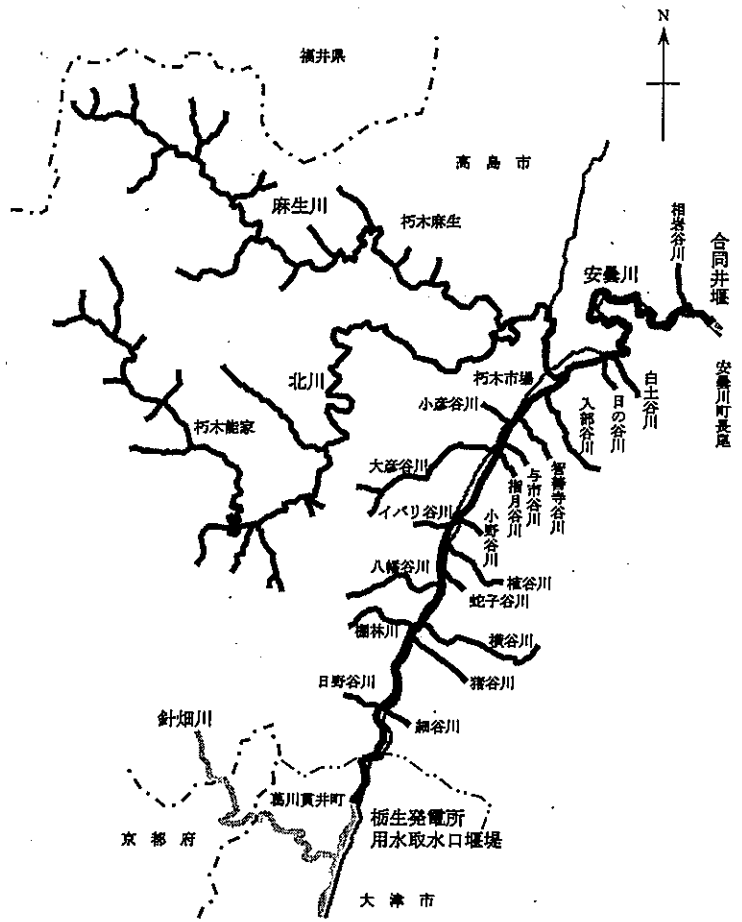
公示番号 内共第16号
 漁場の位置 高島市地先安曇川筋
 漁場の区域 高島市安曇川町青柳地先にある新安曇川大橋から上流の同市安曇川町長尾地先にある合同井堰までの安曇川およびその支流の鳴谷川、



共同漁業権漁場図

公示番号
漁場の位置
漁場の区域

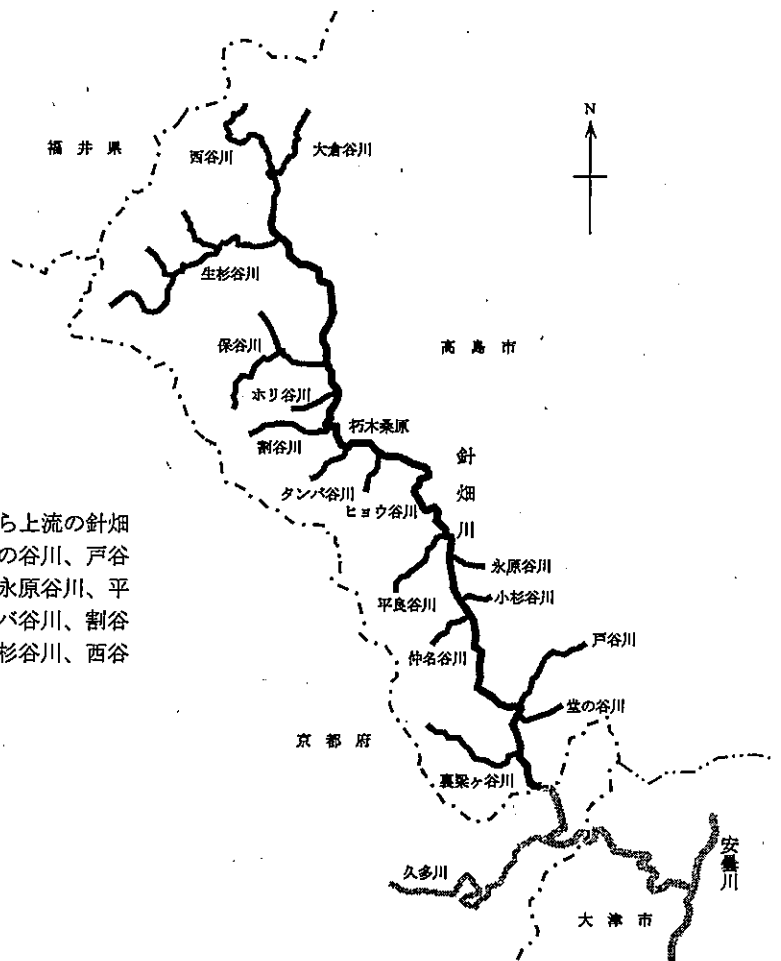
内共第17号
高島市地先安曇川筋
高島市安曇川町長尾地先にある
合同井堰から上流大津市葛川貫
井町地先にある栃生発電所の用
水取水口堰堤までの安曇川なら
びに相岩谷川、白土谷川、日の
谷川、北川、麻生川、入部谷川、
智善寺谷川、小彦谷川、与市谷
川、指月谷川、大彦谷川、小野
谷川、イバリ谷川、植谷川、蛇
子谷川、八幡谷川、横谷川、榎
林川、猪谷川、細谷川および日
野谷川の各支流



共同漁業権漁場図

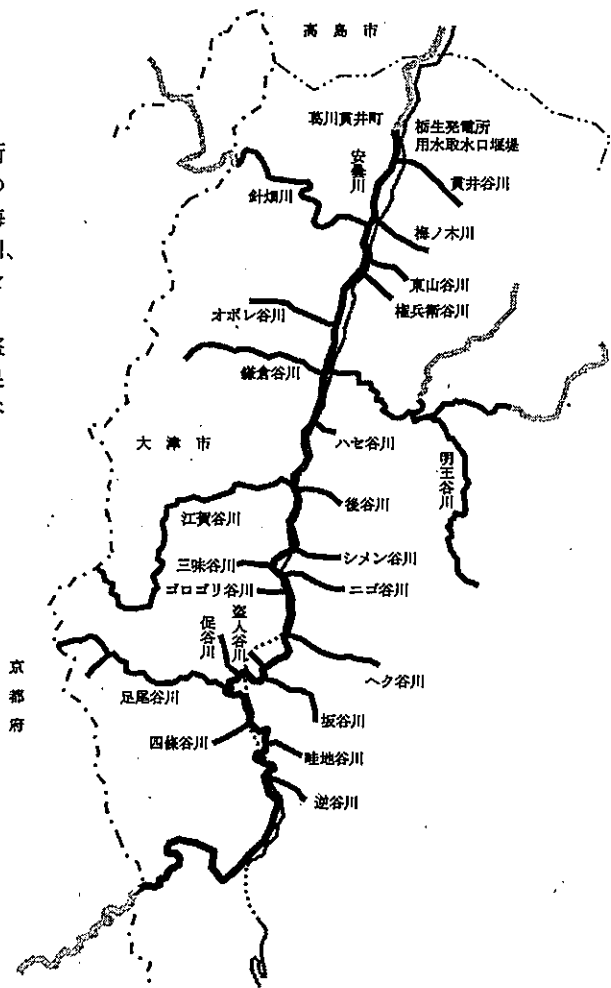
公示番号
漁場の位置
漁場の区域

内共第18号
高島市地先針畑川筋
滋賀県と京都府との県境から上流の針畑
川ならびに裏梁ヶ谷川、堂の谷川、戸谷
川、仲名谷川、小杉谷川、永原谷川、平
良谷川、ヒョウ谷川、タンバ谷川、割谷
川、ホリ谷川、保谷川、生杉谷川、西谷
川および大倉谷川の各支流



共同漁業権漁場図

公示番号 内共第19号
 漁場の位置 大津市地先安曇川筋
 漁場の区域 大津市葛川貫井町地先にある栃生発電所の用水取水口堰堤から上流の京都府との県境までの安曇川ならびに黄井谷川、梅ノ木川、針畑川、東山谷川、権兵衛谷川、オボレ谷川、鎌倉谷川、明王谷川、ハセ谷川、江賀谷川、後谷川、シメン谷川、三味谷川、ニゴ谷川、ゴリゴリ谷川、盗人谷川、へく谷川、促谷川、坂谷川、足尾谷川、四條谷川、畔地谷川および逆谷川の各支流



滋賀県内水面漁場計画（案）に関する説明資料

1. 漁場計画（案）作成にあたっての検討内容

- 現漁業権者の要望に基づき、漁場の活用状況を調査した上で、現行の漁場を計画（案）に含めた。
- 漁業の実態が無くなった漁業を漁場計画から除外した（内共第3号あまご、いわな漁業、内共第14号うなぎ漁業）。
- 漁場区域を縮小した1漁場（内共第6号）は、漁業の実態がなく、今後も操業の見込みがない区域を除外した。
- にじます漁業を追加した1漁場（内共第7号）は、漁業の生産性が認められるが、産業管理外来種の管理指針に沿った取り扱いとするため、漁場区域を限定した上で追加した。

漁業権の種類		現存する 漁業権数	漁場計画（案）に 設定する漁場数	見直しの概要
共同漁業権	第5種	19	19	あまご、いわな漁業の除外1件 うなぎ漁業の除外1件 漁場区域の縮小1件 にじます漁業の追加1件

別添1 内水面第5種共同漁業権の見直し内容

2. 利害関係人の意見徴取について

漁場計画（素案）について利害関係人の意見を徴取したところ、有効な意見の提出は無かった。

3. 公益上の支障の有無について

関係機関と協議し、全漁場について公益上の支障は認められないことを確認した。

別添2 公益上の支障に関する関係機関との協議結果

4. 適切かつ有効の判断について

これまで各漁業権者から報告のあった漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告等において、全ての漁場が適切かつ有効に活用されている漁業権と評価できたことから、全ての漁業権を類似漁業権として設定した。

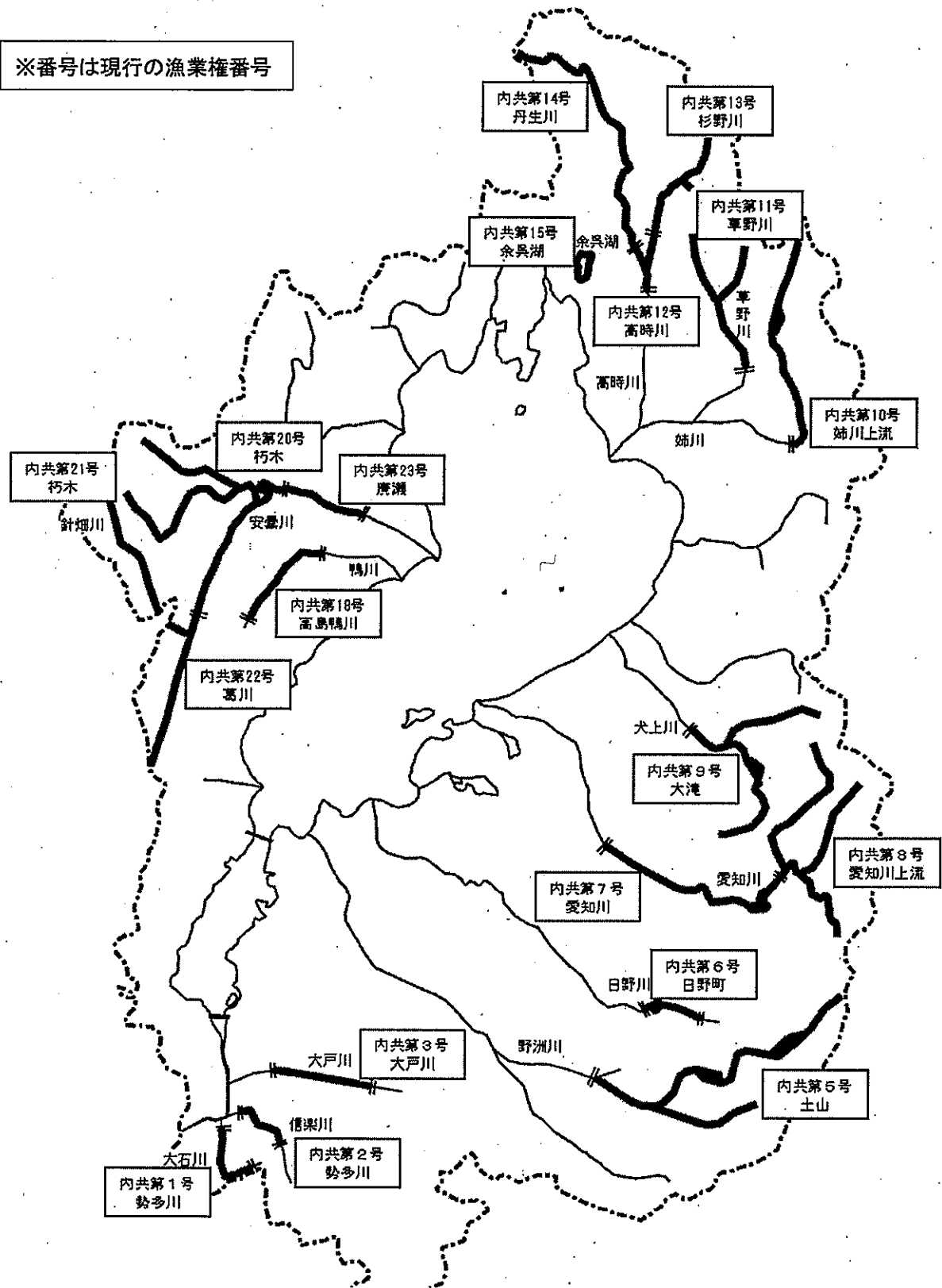
別添3 適切かつ有効の評価一覧表

内水面第5種共同漁業権の見直し内容

免許番号	免許権者	漁場の位置	漁場区域の変更	漁業の名称 継続○、除外×、追加◎								現行漁業権からの見直し		
				あゆ	あまご	いわな	にじます	うなぎ	こい	ふな	もろこ		わかさぎ	
内共第1号	勢多川	大石川			○	○	○							現行漁場を存置
内共第2号	勢多川	信楽川			○	○	○							現行漁場を存置
内共第3号	大戸川	大戸川		○	×		×							縮小（あまご、にじます漁業を除外）
内共第5号	山野洲川	野洲川		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現行漁場を存置
内共第6号	日野町	日野川	○						○	○	○			縮小（漁場区域を縮小）
内共第7号	愛知川	愛知川		○	○	○	◎							追加（にじます漁業を追加）
内共第8号	愛知川上流	愛知川		○	○	○	○	○						現行漁場を存置
内共第9号	滝犬上川	犬上川		○	○	○	○	○	○	○	○			現行漁場を存置
内共第10号	姉川上流	姉川		○	○	○	○							現行漁場を存置
内共第11号	草野川	草野川		○	○	○	○	○						現行漁場を存置
内共第12号	高時川	高時川、杉野川		○	○		○							現行漁場を存置
内共第13号	杉野川	杉野川		○	○	○		○						現行漁場を存置
内共第14号	丹生川	高時川		○	○	○		×						縮小（うなぎ漁業を除外）
内共第15号	余呉湖	余呉湖						○	○	○	○	○	○	現行漁場を存置
内共第18号	高島鴨川	鴨川		○	○	○	○							現行漁場を存置
内共第20号	朽木安曇川	木安曇川		○	○	○								現行漁場を存置
内共第21号	朽木針畑川	木針畑川		○	○	○								現行漁場を存置
内共第22号	葛川	安曇川、針畑川		○	○	○								現行漁場を存置
内共第23号	廣瀬	安曇川		○										現行漁場を存置

内水面第5種共同漁業権の漁場位置概要図

※番号は現行の漁業権番号



漁場計画に対する関係機関の意見一覧（内水面の漁場）

意見	協議先	意見の概要
1	土木交通部長 東近江土木事務所長 湖東土木事務所長 長浜土木事務所長 長浜土木事務所長 （木之本支所） 高島土木事務所長	下記のことについて漁業関係者への指導を願う。 <ul style="list-style-type: none"> ● 工作物を設置、変更するには河川法の許可が必要であること。 ● 河口部等において漁船が係留、放置されることのないよう適切に保管すること。 ● 公共事業の推進に協力すること。 ● 漁業の実績や意志を十分調査すること。 ● 漁業を廃止するときには、工作物を撤去すること。 ● 申請者が組合要件を満たしているか厳正に審査すること。 ● 免許が失効している漁場に工作物を放置している者への厳正な対処をすること。
2	近畿地方整備局長	<ul style="list-style-type: none"> ● 大戸川ダム建設事業の実施に伴い、ダム建設事業に支障が生じる場合には、漁場区域変更等の調整を速やかに行うよう要請する。 ● 河川管理に支障を及ぼすことがないように、下記条件を付し、漁業権者に指導されたい。 ● 免許にあたり、「河川工事及び維持管理のための行為に対しては、正当な理由がなければ拒んではならない。」旨、条件を付されたい。
3	滋賀森林管理署長	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁場が国有林の区域と重複する場合は、申請者に同意書の添付を指導願う。
4	犬上川沿岸土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業利水施設（犬上川ダム、金屋頭首工）の維持管理に支障をきたさないよう、配慮願う。 ● 上流の大雨やダムからの放流により河川が急激に増水する恐れがあることから、漁協から利用者に周知願う。

(別添2)

漁場計画案に対する公益上の支障の有無についての協議結果一覧

協議先	該当漁場	公益上の支障	その他の意見
農政水産部耕地課長	全て	支障なし	
大津・南部農業農村振興事務所長	大津市、草津市、守山市、野洲市内の漁場	支障なし	
甲賀農業農村振興事務所長	湖南市、甲賀市内の漁場	支障なし	
東近江農業農村振興事務所長	近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場	支障なし	
湖東農業農村振興事務所長	彦根市、多賀町内の漁場	支障なし	
湖北農業農村振興事務所長	米原市、長浜市内の漁場	支障なし	
高島農業農村振興事務所長	高島市内の漁場	支障なし	
土木交通部長	普通河川を除く全ての漁場	支障なし	意見1
大津土木事務所長	大津市内の漁場	支障なし	
甲賀土木事務所長	湖南市、甲賀市内の漁場	支障なし	
東近江土木事務所長	近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場	支障なし	意見1
湖東土木事務所長	彦根市、多賀町内の漁場	支障なし	意見1
長浜土木事務所長	米原市、長浜市(旧長浜市、湖北町)内の漁場	支障なし	
長浜土木事務所木之本支所長	長浜市(旧高月町、木之本町、余呉町、西浅井町)内の漁場	支障なし	意見1
高島土木事務所長	高島市内の漁場	支障なし	意見1
琵琶湖環境部長	全ての河川漁場	支障なし	
大津市長	管内の漁場	支障なし	
長浜市長	管内の漁場	支障なし	
甲賀市長	管内の漁場	支障なし	
湖南市長	管内の漁場	支障なし	
高島市長	管内の漁場	支障なし	
東近江市長	管内の漁場	支障なし	
米原市長	管内の漁場	支障なし	
日野町長	管内の漁場	支障なし	

漁場計画案に対する公益上の支障の有無についての協議結果一覧

協議先	該当漁場	公益上の支障	その他の意見
多賀町長	管内の漁場	支障なし	
近畿地方整備局長	全ての漁場	該当なし	意見2
滋賀森林管理署長	全ての河川漁場	支障なし	意見3
近畿農政局長	全ての漁場	支障なし	
日野川流域土地改良区理事長	日野川の漁場	支障なし	
愛知川沿岸土地改良区理事長	愛知川の漁場	支障なし	
犬上川沿岸土地改良区理事長	犬上川の漁場	支障なし	意見4
姉川沿岸土地改良区理事長	姉川の漁場	支障なし	
湖北土地改良区理事長	高時川の漁場	支障なし	
鴨川流域土地改良区理事長	高島鴨川の漁場	支障なし	
安曇川沿岸土地改良区理事長	安曇川の漁場	該当なし	

内水面第5種共同漁業権
 (漁業法第62条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断)

免許番号	免許権者	漁場	漁業	1(1)漁業権の第1項に規定する共同漁業権の管理の状況等(第1項に基づく共同漁業権の管理の状況を毎年行っている)	2(1)漁業関係法第22条第1項に規定する(漁業)の維持に努めている	2(4)漁業関係法第22条第1項に規定する(漁業)の維持に努めている	2(5)漁業関係法第22条第1項に規定する(漁業)の維持に努めている	2(8)漁業関係法第22条第1項に規定する(漁業)の維持に努めている	3(1)漁業関係法第22条第1項に規定する(漁業)の維持に努めている	3(2)漁業関係法第22条第1項に規定する(漁業)の維持に努めている	3(4)漁業関係法第22条第1項に規定する(漁業)の維持に努めている	4 評価 評価理由
内共第1号	勢多川	大石川	にじます、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第2号	勢多川	樺葉川	にじます、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第3号	大戸川	大戸川	あゆ、にじます、あまこ	○	○	○	○	○	△	○	○	○
内共第5号	土山	野洲川	あゆ、にじます、あまこ、いわな、うなぎ、こい、ふな、わかさぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第6号	日野町	日野川	こい、ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第7号	愛知川	愛知川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第8号	愛知川上流	愛知川	あゆ、にじます、あまこ、いわな、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第9号	大滝	大上川	あゆ、にじます、あまこ、いわな、うなぎ、こい、ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第10号	梅川上流	梅川	あゆ、にじます、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第11号	草野川	草野川	あゆ、にじます、あまこ、いわな、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第12号	高崎川	高崎川、杉野川	あゆ、にじます、あまこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第13号	杉野川	杉野川	あゆ、あまこ、いわな、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第14号	内生川	高崎川	あゆ、あまこ、いわな、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第15号	余呉湖	余呉湖	うなぎ、こい、ふな、わかさぎ、もろこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第16号	高瀬川	高瀬川	あゆ、にじます、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第20号	朽木	安曇川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第21号	朽木	杉畑川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第22号	草川	安曇川、杉畑川	あゆ、あまこ、いわな	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内共第23号	鹿瀬	安曇川	あゆ	○	○	○	○	○	○	○	○	○

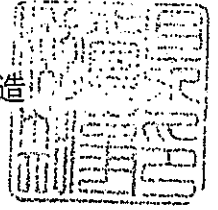
資料 1-2

滋水第 219 号

令和 5 年 (2023 年) 3 月 22 日

滋賀県内水面漁場管理委員会
会長 林 英志 様

滋賀県知事 三日月 大造



漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について (報告)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 90 条第 2 項の規定に基づき、
内水面における第 5 種共同漁業権の資源管理の状況等について貴委員会に報告します。

漁業権の活用状況について

令和2年に改正漁業法が施行され、漁業権者は免許された漁業権の活用状況について1年に1回以上、県知事あて報告する義務が課されました。また、知事は当該報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会へ必要な報告をすることとされています。

この報告については、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号）」の通知（以下、「ガイドライン」という。）により、チェックシート（別紙1）を用いて漁業権が適切かつ有効に活用されているかを評価することとされています。

評価の結果、令和4年次は全ての漁業権について問題なしと認められました。

(別紙1)

法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

別紙1

漁業権番号:

漁業権者:

チェック日:

担当者名:

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告			
漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている(注1)	/		
2 法第91条第1項第1号の判断基準			
(1)漁業関係法令を遵守している	/		
(2)法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している	/		
(3)漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である	/		
(4)漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	/		
(5)資源管理を適切に実施している	/		
(6)漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)	/		
(7)漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない	/		
(8)通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	/		
(9)過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	/		
(10)漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない	/		
(11)甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている	/		
(12)その他	/		
3 法第91条第1項第2号の判断基準			
(1)操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)	/		
(2)養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)	/		
(3)漁場の全てを利用している(注4)	/		
(4)漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	/		
(5)その他	/		
4 評価			
評価理由	<input type="checkbox"/> 問題なし / <input type="checkbox"/> 指導		

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。

※ チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。

1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。

※ チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。

(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

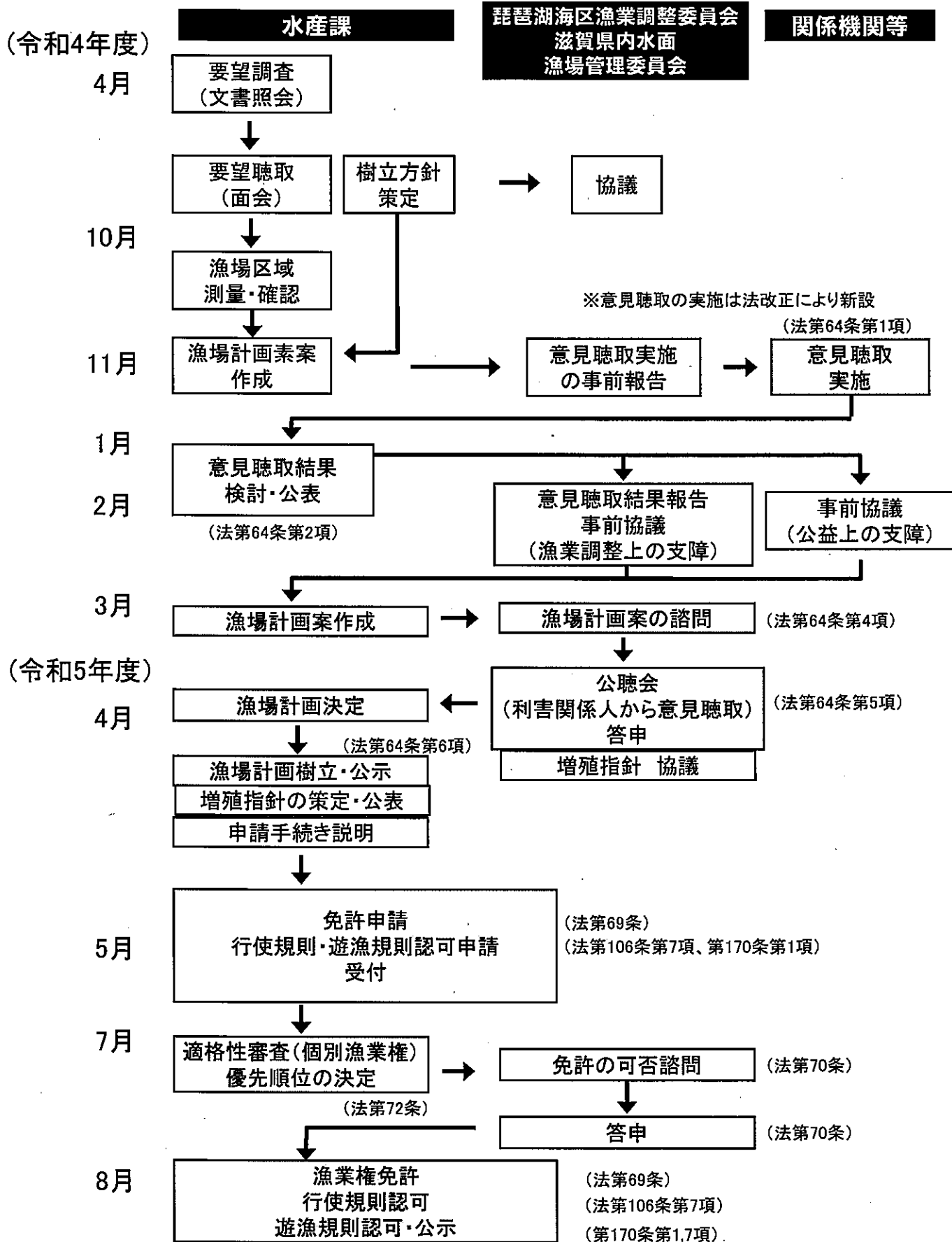
(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病氣やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等有無を確認し、その内容を記述する。の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

令和5年(2023年) 漁業権切替スケジュール

法定 手続	その他 手続
----------	-----------



※スケジュールは目安です。漁業調整その他の事情により変更となる事があります。